

令和8年度伊佐市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業のご案内

下記「1 軽減区分」①～⑤に該当する方の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブ保護者負担金（おやつ代その他の実費を除いたもの）の軽減事業を実施します。

1 軽減区分（※「5 留意事項」（2）の補助対象要件についてもご確認ください。）

対象者	補助金額（月額）	
	保護者負担金月額 (児童1人あたり) 3,000円以上の場合	保護者負担金月額 (児童1人あたり) 3,000円未満の場合
①生活保護受給世帯	3,000円	保護者負担金（月額）
②市民税非課税又は均等割のみの世帯	1,500円	保護者負担金（月額）×1/2
③児童扶養手当全部支給世帯	1,500円	保護者負担金（月額）×1/2
④兄弟同時利用世帯のうち、2人目	1,500円	保護者負担金（月額）×1/2
⑤兄弟同時利用世帯のうち、3人目以降	3,000円	保護者負担金（月額）

2 申請について

補助金の交付対象と思われる保護者は、令和8年度の放課後児童クラブ利用申し込みの際に、併せて申請してください。（※全員提出の書類ではありません。）

○受付期間：令和8年2月20日（金）～3月6日（金）（土日除く）

午前8時30分～午後6時15分（大口庁舎）

午前8時30分～午後6時15分（菱刈庁舎）

○受付場所：こども課保育係（大口庁舎）、地域総務課市民窓口係（菱刈庁舎）、
又は児童クラブへ提出してください。

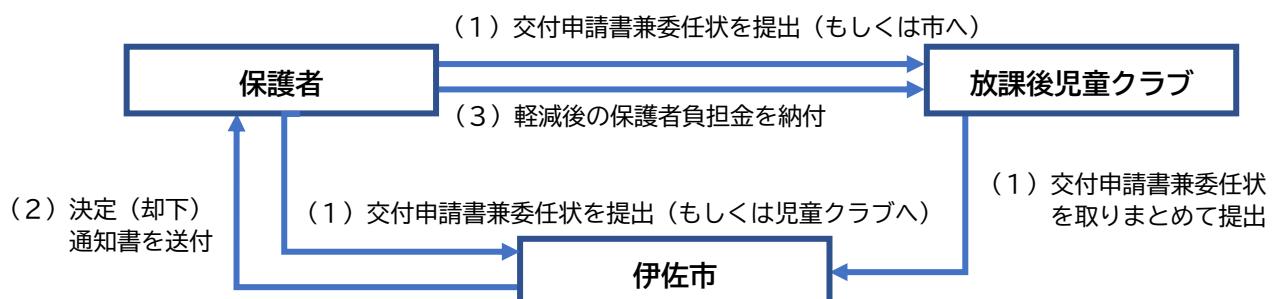
○提出するもの

・伊佐市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業補助金交付申請書兼委任状（様式第2号）

書類は、各放課後児童クラブ、こども課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、市のホームページで取得できます。

3 事務手続きの流れ

- （1）交付申請書兼委任状を提出。（※年度ごとに申請が必要です。）
- （2）市で審査後、決定通（却下）知書を送付。
- （3）軽減後の保護者負担金を納付。



4 保護者負担金月額の考え方について

毎月、保護者が放課後児童クラブに支払うべき利用料金からおやつ代その他の実費を除いた額を基準額とし、軽減区分に応じて保護者負担金の補助を行います。

【イメージ図】～保護者負担金月額 3,500 円（うち、おやつ代 500 円）で児童扶養手当全部支給世帯の場合～

おやつ代その他の実費 (500 円) ※対象外	保護者負担金月額 (3,000 円)	市の補助金額 (1,500 円)
	保護者の実負担額 (1,500 円)	

※保護者負担金月額が 3,000 円以上か未満かで助成金額が異なります。上記「1 軽減区分」表をご確認ください。

5 留意事項

（1）補助は決定通知書の補助対象期間に限り有効です。（※年度ごとに又は見直し時期に申請が必要です。）

（2）補助対象要件は下表のとおりです。

対象者	補助対象要件
①生活保護受給世帯	令和8年4月1日～令和9年3月31日までに生活保護を受給した（受給する見込みの）世帯
②市民税非課税又は均等割のみの世帯	○4～5月分保護者負担金：前年度（令和7年度）の市民税が非課税又は均等割のみの世帯 ○6～3月分保護者負担金：申請年度（令和8年度）の市民税が非課税又は均等割のみの世帯
③児童扶養手当全部支給世帯	「児童扶養手当証書」の有効期限が毎年10月末のため、毎年11月で「全部支給」の要件に該当するか見直し
④兄弟同時利用世帯のうち、2人目	兄弟姉妹が同時利用している期間で、2人目
⑤兄弟同時利用世帯のうち、3人目以降	兄弟姉妹が同時利用している期間で、3人目以降

（3）要件に適合しなくなったなど、対象者でなくなった翌月以降も引き続き軽減を受けていた場合は、正当な保護者負担金を追加で徴収します。

※軽減区分に該当するか不明の場合は、お問い合わせください。

問合せ先

伊佐市役所 こども課保育係 TEL 0995-23-1328